十一

分野　テレビジョンの有料放送
小分野　視聴覚番組の制作サービス
産業分類
留保の種類　特定措置の履行要求（第五条）
措置　二千一年法律第六百八十号第四条及び第十一条
千九百九十五年法律第百八十二号第四十二条
千九百九十七年決定第十四号第十四条、第十六条及び第三十条
千九百九十六年法律第三百三十五号第八条
千九百九十八年決定第三十二号第七条及び第九条
概要　テレビジョンの有料放送サービスを提供する企業は、認可された対象区域において利用可能な無料放送の全国放送テレビジョン、地域放送テレビジョン及び地方公共団体放送テレビジョンのチャンネルを、加入者が追加的な費用の負担なしに利用することができるようにしなければならない。地域放送テレビジョン及び地方公共団体放送テレビジョンのチャンネルに係る伝送は、テレビジョンの有料放送事業者の技術的な能力の範囲内で行われる。
衛星によるテレビジョンの有料放送の提供者は、その基本の番組編成にコロンビアの国営放送のチャンネルであって公共の利益に関するものに係る伝送を含める義務のみを負う。テレビジョンの有料放送の提供者は、国内調達割当ての条件に従って無料放送の番組を再放送する場合には、原信号の内容を変更することができない。
テレビジョンの有料放送（衛星によるものを含まない。）
テレビジョンの有料放送に係る免許を有する者であって元の番組の広告と異なる広告を伝送するものは、この表のテレビジョンの無料放送及び視聴覚番組の制作サービスの項に定める国内で制作された番組の割合の下限であって、全国放送テレビジョンの無料放送サービスの提供者に要求されるものを遵守しなければならない。コロンビアは、千九百九十七年決定第十四号第十六条の規定について、コロンビアの領域外で制作された番組に広告が挿入されている場合には、テレビジョンの有料放送の提供者に対して国内で制作された番組の割合の下限を遵守することを要求するものではないと解釈する。コロンビアは、第六条1(d)の規定に従い、この解釈を引き続き適用する。
テレビジョンの有線放送サービスの提供者は、少なくとも一時間の番組をコロンビアにおいて制作し、かつ、毎日午後六時から翌日の午前零時までの間に少なくとも一時間、当該番組を放送しなければならない。

十二

分野　廃棄物関連サービス
小分野
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
措置　二千年政令第二千八十号第六条
概要　外国からの投資は、コロンビア国外で発生した毒性廃棄物、有害廃棄物又は放射性廃棄物の処理、処分及び廃棄に関連する活動については、許可されない。

十三

分野　運輸サービス
小分野　海上運送
河川運送
産業分類　ＣＰＣ　七二　水上運送サービス
留保の種類　特定措置の履行要求（第五条）
措置　経営幹部及び取締役会（第十条）
二千一年政令第八百四号第二条及び第四条第四号
商法第千四百五十五条
千九百八十四年大統領令第二千三百二十四号第九十九条、第百二条及び第百二十四条
二千一年法律第六百五十八号第十一条
千九百九十八年政令第千五百九十七号第二十三条
概要　コロンビアを旗国とする船舶及び外国を旗国とする船舶（漁業に関連する船舶を除く。）であって、それぞれの許可証が発行された日から六箇月を超える期間にわたってコロンビアの管轄権に属する水域で運航するもの（その運航が継続的であるか断続的であるかを問わない。）においては、船長、職員及び八十パーセント以上の他の船員がコロンビアの国民でなければならない。

十四

分野　運輸業
小分野　特殊航空サービス
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求（第五条）
商法第千七百九十五条及び第千八百六十四条
措置
概要　コロンビアの国民及びコロンビアの法令に基づいて組織された法人のみが、コロンビアにおいて特殊航空サービスを提供するために登録された航空機を所有し、及び当該航空機の現実のかつ実効的な管理を維持することができる。
特殊航空サービスを提供する全ての会社であって、代理店又は支店としてコロンビアに設立されるものは、コロンビアにおける事業のための九十パーセント以上の割合でコロンビアの国民であるコロンビアの国民でない労働者に対し、相互主義に基づく待遇を与える。この割合は、コロンビアの国民である労働者を雇用する外国人労働者については、適用されない。航空当局は、正当な理由に基づいて、かつ、必要な期間、労働力に係るそのような制限を適用しないことを認めることができる。

十五

分野　金融サービス
小分野　金融サービス（銀行業その他金融サービス（保険業を除く。））
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
措置　千九百九十九年政令第二千四百十九号第一条（千九百九十六年法律第二百七十号第二百三条及び千九百九十九年政令第千六十五号第十六条の規定に基づくもの）
概要　裁判所又は警察の命令の対象となる金銭（保証金（注）を含む。）及び賃貸借契約に基づいて委託される資金は、コロンビア農業銀行、株式会社に寄託されなければならない。同株式会社は、このような排他的権利の全部又は一部から、その事業全体に関して、競争上の優位を得ることがある。
注　保証金とは、コロンビアの法令において、裁判所の命令に基づいて寄託される金銭（例えば、民事訴訟において原告が得た差止命令であって被告の特定の資産に関するものを裁判所が取り下げることの代償として、被告が裁判所の命令に基づいて寄託する金銭）をいう。

十六

分野　金融業
小分野　金融サービス（銀行業その他金融サービス（保険業を除く。））
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第二条）
措置　金融制度に関する組織法
概要　コロンビアは、次に掲げる金融機関に対し、優位又は排他的権利を付与することができる。
農畜産業金融基金（ＦＩＮＡＧＲＯ）
コロンビア農業銀行
国民保証基金
電力金融公社（ＦＥＮ）
国土開発金融公社（ＦＩＮＤＥＴＥＲ）
ラ・プレビソラ信託銀行
コロンビア教育資金貸付・海外技術留学機構（ＩＣＥＴＥＸ）
貿易銀行（ＢＡＮＣＯＬＤＥＸ）
開発計画金融基金（ＦＯＮＡＤＥ）
このような優位又は排他的権利には、次のものを含む。（注）
一定の課税の免除
登録及び定期的な報告に係る要件であって証券の発行について課されるものの免除
この項に掲げる金融機関が発行する債務証書のコロンビア政府による購入であって、コロンビアの公的機関を通じて行われるもの
注　この適合しない措置が附属書Ⅰに記載されていることにかかわらず、両締約国は、締約国が前記の金融機関に付与する優位又は排他的権利が例示されているものに限定されないことを了解する。